

## 埼玉県ホームページバナー広告掲載基準

埼玉県ホームページバナー広告掲載要綱第4条第2項に定める基準は次のとおりとする。

- 1 法令、条例、規則等に違反するもの又はこれに照らして不適切な内容を含むもの。
- 2 不当景品類及び不当表示防止法に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 3 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- 4 政治性又は宗教性のあるもの。例えば次のようなものをいう。
  - ・宗教団体の広告。
  - ・政党広告。
  - ・選挙広告。
- 5 意見広告。
- 6 誇大、誤認又は虚偽のおそれのあるもの。例えば次のようなものをいう。
  - ・根拠なく「日本一」、「業界一」等最高、最大級の表現など誇大、不当な表示
  - ・編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
  - ・統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優良又は有利であるような表現のもの。
  - ・取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優良又は有利であるような表現のもの。
  - ・社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの。
  - ・投資信託などの金融商品の広告で、元本などが保証されているかのように誤認させる表現のもの。
  - ・他人名義の広告。
  - ・バナー広告の内容とリンク先のページの内容が違っているもの。
  - ・バナー広告に会社の社名等が入っていないもの。
  - ・バナー広告に「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現や、入力できるように見えるテキストボックス、プルダウンメニュー等が表示されているもの。
- 7 個人の氏名広告
- 8 責任の所在が不明確なもの。例えば次のようなものをいう。
  - ・広告主の記載がなく、また広告主の所在地、事業名、連絡先が不明確なもの
- 9 内容が不明確なもの。例えば次のようなものをいう。
  - ・代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
  - ・通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの。

- ・通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
- 10 事実と異なる内容が含まれるもの。
  - 11 比較広告（自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し（暗示的に示す場合を含む）、商品等の内容または取引条件を比較する広告をいう（二重価格表示のあるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）。）。
  - 12 懸賞広告及びクーポン付き広告。例えば、次のようなものいう。
    - ・取引に付随して過大な景品類を提供する懸賞広告。
    - ・通常価格の販売実績がないのに通常価格と割引価格の二重価格表示となるクーポン付き広告。
  - 13 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの。例えば、次のようなものいう。
    - ・人種、性別、心身の障害などに関する差別的な表現を含むもの。
    - ・名誉棄損、誹謗・中傷、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがあるもの。
    - ・氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの。
  - 14 あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの。例えば次のようなものをいう。
    - ・「埼玉県〇〇情報」の表現、埼玉県章、彩の国キャンペーンマークの画像等が使用されているもの。
  - 15 その他、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの。例えば次のようなものをいう。
    - ・品位を損なう表現のもの。
    - ・詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの。
    - ・私書箱や逆転送などに関する広告。
    - ・投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
    - ・債権取立て、示談引受けなどをうたったもの。
    - ・非科学的または迷信に類するもので、住民を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
    - ・占い、運勢判断に関する広告。
    - ・皇室、王室、元首及び内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
    - ・通貨及び郵便切手の複写使用。
    - ・国際関係を悪化させるおそれのあるもの。
    - ・アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真などを利用したもの。
    - ・オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。

- ・謝罪、釈明などの広告。
- ・尋ね人、養子縁組などの広告。
- ・調査会社、探偵事務所などに関する広告。
- ・「別れさせ屋」、「復縁工作」、「仕返し屋」など不適切な文言を含む広告。
- ・銃刀法剣類その他の危険物に関する犯罪を誘発するおそれのある広告。
- ・人事募集広告及び解雇広告。
- ・民事再生法及び会社更生法による構成・更正手続き中の企業に関する広告。
- ・連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関する広告。
- ・前払式割賦販売など（許可業者を除く。）に関する広告。
- ・医療類似行為又は医療用具類似品に関する広告。
- ・暴力団等反社会的勢力を賞揚・鼓舞するなどその活動を助長し、又は暴力排除活動の実施を妨げる内容を含む広告
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業およびこれに類する営業に関する広告。
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業及びこれに類する営業に関する広告
- ・消費者金融に関する広告。
- ・たばこに関する広告。
- ・ギャンブルに係る広告（宝くじ又は公営競技は除く。）。
- ・深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）における青少年の外出を助長する表現を含むもの。